

事 業 概 要

平成 20 年 6 月 4 日

資 源 循 環 局

平成20年度資源循環局事業について

これまでの成果を持続し、横浜市中期計画の目標（平成13年度比△35%）の達成に向け、平成20年度、G30は『新たな領域に挑戦』します。

資源循環局はG30のさらなる進化に向けて、市民・事業者との協働による環境行動の一層の促進を図るため、市民・事業者の自主的・自発的な取組の支援や働きかけをするなど、重点施策への取組を強化し、G30プラン及び中期計画の着実な推進を図っていきます。

1 減量・リサイクルの推進 (G30のさらなる進化に向けて)

- (1) G30の推進・普及啓発
- (2) 家庭系対策
- (3) 事業系対策

2 さらなる運営の効率化と市民サービスアップ

- (1) 収集運搬・行政運営の効率化
- (2) 美化の推進と不法投棄防止対策の推進

3 適正な処理

- (1) リサイクル施設等の運営管理等
- (2) 焼却工場の運営管理等
- (3) 最終処分場の運営管理等
- (4) 産業廃棄物対策の推進

平成20年度 予算総括表

(単位:千円)

款 項 目	本年度	前年度	増△減	増減率
7款 資源循環費	48,042,775	47,167,940	874,835	1.9%
1項 資源循環管理費	32,780,002	33,371,208	△591,206	△1.8%
1目 資源循環総務費	23,278,745	23,405,644	△126,899	△0.5%
2目 減量・リサイクル推進費	6,129,611	6,611,407	△481,796	△7.3%
3目 事務所費	1,495,591	1,527,046	△31,455	△2.1%
4目 事務所等整備費	211,280	176,135	35,145	20.0%
5目 車両管理費	1,664,775	1,650,976	13,799	0.8%
2項 適正処理費	14,895,135	13,442,746	1,452,389	10.8%
1目 適正処理総務費	3,280,131	3,373,387	△93,256	△2.8%
2目 工場費	4,008,525	6,092,201	△2,083,676	△34.2%
3目 処分地費	6,849,316	3,410,101	3,439,215	100.9%
4目 産業廃棄物対策費	757,163	567,057	190,106	33.5%
3項 し尿処理費	367,638	353,986	13,652	3.9%
1目 し尿処理総務費	282,985	289,224	△6,239	△2.2%
2目 し尿処理施設費	84,653	64,762	19,891	30.7%
合 計	48,042,775	47,167,940	874,835	1.9%
特 定 財 源	12,633,272	14,423,525	△1,790,253	△12.4%
14款 分担金及び負担金	12,983	12,983	0	0.0%
15款 使用料及び手数料	6,440,285	7,075,380	△635,095	△9.0%
16款 国庫支出金	38,793	657,240	△618,447	△94.1%
18款 財産収入	224,670	211,348	13,322	6.3%
19款 寄付金	3,080	3,680	△600	△16.3%
22款 諸収入	5,281,461	4,711,894	569,567	12.1%
23款 市債	632,000	1,751,000	△1,119,000	△63.9%
一 般 財 源	35,409,503	32,744,415	2,665,088	8.1%

**減量・リサイクルの推進
(G30のさらなる進化に向けて)**

G30の推進普及啓発

市民・事業者の自主的自発的な取組の支援

各世代に合わせた環境学習

家庭系対策

生ごみの資源化の推進

分別収集の推進

資源物の売却・再利用

事業系対策

事業者による減量化と分別徹底の推進

焼却工場への適正搬入の推進

★ 事業者による発生抑制の取組 **重 新**

- ・使い捨て容器の使用量削減に向けた事業者の行動促進
- ・環境配慮商品の製造、販売の促進等に向けた市民意見の伝達
- ・リユース食器の普及拡大
- ・容器包装などの削減に向けた事業者との連携(「G30エコパートナー」)

★ 生ごみの回収・資源化の調査 **重 新**

★ 営業啓発・環境学習の推進 **重**

- ・G30コーディネーターの養成
- ・G30ひろばの整備・運営
- ・収集事務所、工場独自の啓発活動
- ・中学・高校生等の環境学習ツールの開発
- ・副読本の充実

★ リサイクルプラザ・RCCの運営管理(指定管理者)

★ 分別収集の推進 **重**

- ・分別されていないごみの取り残し
- ・分別が徹底されていない地域への啓発指導
- ・分別しない者への罰則の適用
- ・G30成果の地域還元 等

★ 家庭から出るせん定枝の資源化の推進

★ 資源物の確実なリサイクルの推進 **重**

- ・選別ガラス残さの資源化の推進 **拡**
- ・確実なリサイクルに向けたペットボトルの売却

★ 資源集団回収の促進と未実施地域への働きかけ

★ 資源回収ボックス及びセンターリサイクルの推進

★ 生ごみの資源化の推進

- ・電気式生ごみ処理機の購入助成(2,000基)
- ・生ごみコンポスト容器購入助成(600基)

★ 事業者による減量化と分別の徹底 **重**

- ・排出事業者、収集運搬業者の啓発指導
(講習会・立入調査等)

★ 焼却工場搬入物検査の実施

★ 市立小学校等の生ごみ処理機(既存60台)の維持管理

(新)「脱・使い捨て」促進事業
(事業者による発生抑制の取組推進事業)
(1,500)

(新)リユース食器普及推進事業
(1,000)

発生抑制推進事業(3,007)

(新)生ごみ減量'08事業
(生ごみ回収・資源化調査事業)(5,000)

G30ひろば運営事業(4,129)

G-learning推進事業
(G30環境学習の推進)(7,947)

「ヨコハマはG30」推進事業
(45,661)

リサイクルプラザ運営事業・
リサイクルコミュニティセンター運営管理事業(107,004)

分別収集推進事業
(1,921,785)

せん定枝の資源化の推進
(7,422)

ガラス残さのリサイクル
(124,425)

資源集団回収促進事業
(611,244)

資源回収ボックス事業
(22,564)

生ごみコンポスト化推進事業
(家庭用)事業(43,681)
(公共用)事業(11,119)

事業系ごみ適正処理・
減量化推進事業(8,436)

事業系ごみ適正搬入推進事業
(60,466)

1	減量・リサイクルの推進 (G30のさらなる進化に向けて)	本年度	前年度	差 引
(1)	G30の推進・普及啓発	千円 222,181	千円 246,639	千円 △24,458

1 事業者による発生抑制の取組

5,507千円

G30行動をより強固にしていくため、外食を提供する事業者やイベント主催者による使い捨て容器の使用削減やリユース食器の使用拡大など発生抑制や再使用の取組を進めるとともに、市と百貨店、スーパー・マーケットやコンビニエンスストア等が「G30エコパートナー」として協定を締結し、連携して、容器包装等の削減に取り組んでいきます。

- ・使い捨て容器の使用量削減に向けた事業者の行動促進 新
- ・環境配慮商品の製造・販売の促進等に向けた市民意見の伝達 新
- ・リユース食器の普及拡大 新
- ・容器包装などの削減に向けた事業者との連携（「G30エコパートナー」）

2 生ごみの回収・資源化の調査 新

5,000千円

さらなる減量・リサイクル及び脱・化石燃料化（バイオマスエネルギーの活用）を進めため、生ごみの回収・資源化手法の調査・検討を行います。

3 普及啓発・環境学習の推進

101,346千円

「G30コーディネーター」の養成、「G30ひろば（啓発拠点）」の開設や「リサイクルひろば港南」など収集事務所・工場の取組等を通して、より一層地域と連携したG30の普及啓発・環境学習を推進します。また、小学生を中心としていた環境学習を、幼児から高齢者まで各世代に合わせた環境学習へと充実させます。

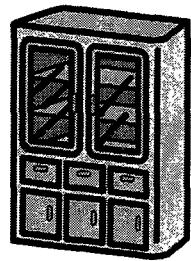
- ・G30コーディネーターの養成
- ・G30ひろば（啓発拠点）の整備・運営 拡
- ・収集事務所、工場独自の啓発活動（「リサイクルひろば港南」の運営など）
- ・G30やごみ・環境問題に関する講座の開催
- ・中学・高校生等の環境学習ツールの開発
- ・G30学習副読本の発行
- ・小中学生ポスター・コンクールの実施
- ・焼却工場見学を希望する市内小学校全校受け入れ
- ・出前講座の開催、ひとりからの工場見学の受付
- ・啓発イベント等の開催、参加

4 リサイクルプラザ等の運営・管理

107,004千円

市内3か所のリサイクルプラザでは、再利用可能な粗大ごみ（家具類）の展示・販売を行うとともに、リサイクル・環境情報の提供や普及啓発を図ります。

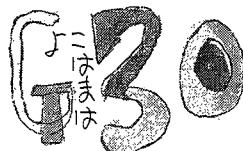
また、神奈川リサイクルコミュニティセンターでは、地域のリサイクル活動拠点として、リサイクルに関する情報や活動の場を提供します。



5 減量・リサイクル施策の調査・検討

3,324千円

さらなるごみの減量・リサイクルを推進するための取組について、調査・検討を行います。



1	減量・リサイクルの推進 (G30のさらなる進化に向けて)	本年度	前年度	差引
(2)	家庭系対策	千円 3,586,483	千円 4,036,252	千円 △449,769

1 分別収集の推進 2,775,270千円

分別の徹底と定着を図るため、分別されていないごみの取り残しや、分別が徹底されていない地域での分別啓発・指導に積極的に取り組んでいきます。また、ごみの分別区分に従うよう指導しても守らない者に対しては、勧告・命令の手続を経て、罰則(過料)を適用していきます。

また、資源物の売扱収入を活用して、地域にG30成果の還元を引き続き行います。なお、収集した資源物は、確実にリサイクルしていきます。

- ・分別の徹底と定着に向けた取組
(分別されていないごみの取り残し、分別が徹底されていない地域での指導、分別を行わない者への勧告・命令・罰則の適用、G30成果の地域還元等)
- ・10分別15品目の継続実施(燃やすごみ週2回(7・8月は週3回)、古紙古布月2回)
- ・プラスチック製容器包装リサイクル促進地域連携モデル事業の実施(港南・磯子・金沢区)
- ・各区での組成調査の実施
- ・収集した資源物のリサイクル

2 家庭から出るせん定枝の資源化の推進 9,299千円

せん定枝を粉碎する「せん定枝チップ機」の無料貸し出しを行い、せん定枝の減量・リサイクルを推進します。

- ・大型機1台、中型機18台、小型機18台



また、一部地域で家庭から排出されるせん定枝を分別収集し、資源化を実施します。

3 資源物の確実なリサイクルの推進 124,425千円

従来は埋め立てていた、選別の際に生じるガラス残さの資源化拡大します。

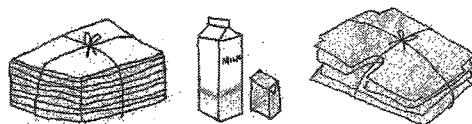
また、ペットボトルについては、国内でのリサイクル・再商品化を条件にその状況を確認する「横浜方式」により売却を行います。

このほか、粗大ごみについては、金属類の売却を引き続き行うとともに、木製品についても、一部チップ化し、製紙原料やボード原料などにリサイクル新します。

4 資源集団回収の促進

611, 244千円

市民の自主的な減量・リサイクルを促進するため、実施団体及び回収業者に対し、奨励金を交付するとともに、未実施地域へ実施の働きかけを行います。



5 資源回収ボックス及びセンターリサイクルの推進

22, 564千円

多様な資源の回収ルートを確保し、分別排出の利便性を向上させるため、資源回収センターの運営管理、常設の資源回収拠点として市民利用施設に設置している資源回収ボックス及び全区で実施しているセンターリサイクル（資源物の拠点回収）を推進します。

6 生ごみの資源化の推進

43, 681千円

家庭での生ごみの減量化・堆肥化を進めるため、家庭用電気式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成を実施します。

- 家庭用電気式生ごみ処理機購入助成

助成数 2,000 基 (前年度 2,000 基)

助成額 20,000 円／基を限度とし、購入額の 1／2 (1 世帯 1 基まで)

- 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成

助成数 600 基 (前年度 600 基)

助成額 上限 3,000 円／基 (1 世帯 2 基まで)



1	減量・リサイクルの推進 (G30のさらなる進化に向けて)	本年度	前年度	差 引
(3)	事業系対策	千円 144,737	千円 285,705	千円 △140,968

1 事業者による減量化と分別徹底の推進

8,436千円

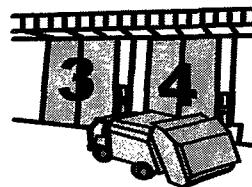
事業系ごみの減量化と分別の徹底を推進するため、各種業界の集まりに出向くなど様々な機会を通じて排出事業者に対する働きかけを行うとともに、事業所への立入調査を実施します。

なお、一般廃棄物処理計画で定めた廃棄物の分別区分、排出方法等を指導しても守らない事業者に対しては、勧告・公表・命令の手続を経て、罰則（過料）を適用していきます。

2 焼却工場への適正搬入の推進

62,838千円

事業系ごみの分別の徹底と定着を図るため、常態的に搬入物検査を行うことで指導を強化し、資源物と産業廃棄物等の搬入を防ぎ、リサイクルと適正処理の促進を図ります。



3 小学校給食残さの資源化の推進

11,119千円

給食残さの減量・リサイクルと環境学習への活用を目的として、小学校に設置した生ごみ処理機で堆肥化します。なお、教育委員会においても給食残さの飼料化等について実施し（20年度事務移管）、生ごみの減量・リサイクルを推進します。

4 グリーンコンポスト施設でのせん定枝の資源化

62,344千円

せん定枝を粉碎・発酵させ、土壌改良材として、街路樹等の植栽事業や農家等に供給します。

**さらなる運営の
効率化と
市民サービスアップ**

**収集運搬・
行政運営の
効率化**

委託化の推進

収集作業を通じた
地域貢献

市民サービスアップ

美化の推進

**不法投棄防止
対策等の推進**

★ 委託化による民間活力の活用

- ・家庭ごみの収集・運搬業務の委託の実施(3区)
- ・粗大ごみ収集の民間委託(13区)
- ・公衆トイレ日常清掃業務の委託化の拡大 (括)
(市内すべて委託化)

★ 収集事務所の運営・管理

- ・収集事務所等の運営管理
- ・狭あい道路地域の収集の実施
- ・地域ボランティア等による
ふれあい収集の実施

★ 収集車等の低公害化 (括)

- ・ハイブリッド収集車(43台)の導入

★ し尿の収集運搬等

- ・し尿の適正な処理(収集・運搬・処分)
- ・公衆トイレの維持管理
- ・仮設トイレし尿収集運搬手数料の徴収
- ・浄化槽の設置審査・維持管理指導
- ・災害対策用トイレの充実 (545,000パック) (括)

★ クリーンタウン横浜事業 (重) (括)

- ・既存地区の拡大・新たな喫煙禁止地区の指定
- ・クリーンアップ事業とポイ捨て防止啓発の推進
(都心部5か所、16区美化推進重点地区等)

★ 不法投棄防止対策の推進

- ・不法投棄の防止対策(監視パトロール、啓発)
- ・不法投棄の早期撤去

★ 放置自動車対策の推進

- ・不法投棄家電・パソコンのリサイクル処理
- ・放置自動車の対策(委員会開催、調査等)
- ・放置自動車の迅速な撤去の推進(早期一時移動の実施)

委託化による民間活力の活用

(1,525,639)

家庭ごみ収集運搬業務委託

粗大ごみ収集運搬業務委託

公衆トイレ日常清掃委託

事務所運営費(1,260,992)

[ふれあい収集・狭路収集]

収集車等低公害化推進事業
(810,809)公衆トイレ整備・維持管理
(169,867)し尿処理総務管理費
(114,442)浄化槽指導事業
(3,500)災害対策用トイレ整備事業
(35,273)クリーンタウン横浜事業
(220,781)不法投棄された家電・
パソコンリサイクル処理
(14,668)不法投棄防止対策事業
(59,434)放置自動車対策事業
(5,677)

2	さらなる運営の効率化と 市民サービスアップ	本年度	前年度	差 引
(1)	収集運搬・行政運営の効率化	千円 5,652,181	千円 5,714,371	千円 △62,190

1 委託化による民間活力の活用

1, 525, 639千円

(1) 家庭ごみ収集運搬業務委託

家庭ごみの収集運搬の効率化を図るため、引き続き西区、中区、栄区で民間委託を実施します。

H19.12.1現在

区名	世帯数	人口
西 区	約 4万4千世帯	約 8万8千人
中 区	約 7万3千世帯	約 14万3千人
栄 区	約 4万9千世帯	約 12万4千人

(2) 粗大ごみ収集運搬業務委託

粗大ごみの収集運搬業務について、13区を民間業者へ、5区については、財団法人横浜市資源循環公社に委託します。

(金額は、「4 粗大ごみの処理」と重複する。)

(3) 公衆トイレ日常清掃委託 **拡**

公衆トイレ日常清掃の効率化を図るため、民間委託をさらに拡大（市内すべてを委託化）します。

(金額は、「5 し尿の収集運搬等」と重複する。)

2 収集事務所等の運営・管理

1, 586, 737千円

収集事務所の運営及び施設の維持管理等を行います。

また、狭路収集と家庭ごみのふれあい収集を実施します。

3 収集車等の低公害化 **拡**

1, 664, 775千円

収集運搬における環境負荷の低減を図るため、収集車両等に低公害車を導入します。

・ハイブリッド収集車

新規導入 43台

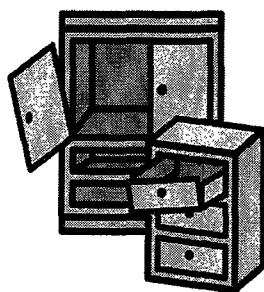


4 粗大ごみの処理

1,108,333千円

家庭から出される粗大ごみの収集運搬を行います。収集した粗大ごみのうち、金属類は売却してリサイクルします。また、新たな取組として、木製品の一部をチップ化し、製紙原料やボード原料などにリサイクルします。

(金額は、「1(2)粗大ごみ収集運搬業務委託」を含む。)



5 し尿の収集運搬等

367,638千円

浄化槽の設置審査・維持管理指導等を行うとともに、し尿等の適正な処理を行います。あわせて、市内に設置してある公衆トイレの維持管理を行います。

(金額は、「1(3)公衆トイレの日常清掃委託」を含む。)

また、トイレパックの備蓄を増やして(545,000セット)、災害対策用トイレを充実させます。**新**

【し尿収集世帯数（各年度12月末時点）】

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
し尿収集世帯数 (世帯)	4,690	4,235	4,030	3,831	4,016

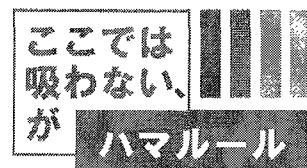
2	さらなる運営の効率化と 市民サービスアップ	本年度	前年度	差 引
(2)	美化の推進 不法投棄防止対策の推進	千円 300, 560	千円 292, 947	千円 7, 613

1 クリーンタウン横浜事業 拡

220, 781千円

指定した喫煙禁止地区（横浜駅・桜木町駅・関内駅周辺）での喫煙対策を進め
るほか、美化推進重点地区で歩道清掃等を実施します。

- 既存の喫煙禁止地区の拡大や、新たな地区の指定 拡
- 美化推進員による喫煙禁止地区での過料徴収及び美化推進重点地区でのポイ捨て防止の啓発、歩行喫煙者への指導を実施
- 都心部及び各区美化推進重点地区等での歩道清掃等の実施



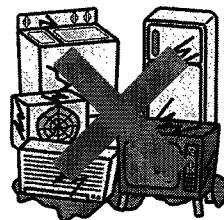
2 不法投棄防止対策の推進

74, 102千円

各区に設置した「不法投棄防止対策会議」において、警察等関係機関が一体となっ
て不法投棄の防止対策と投棄物の早期処理等を実施します。

なお、不法投棄された家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）は家電
リサイクル法に基づき、またパソコンは資源有効利用促進法の趣
旨に沿って、それぞれリサイクル処理します。

- 警報装置 新設1基（既設38基）
- 夜間パトロール



3 放置自動車対策の推進

5, 677千円

「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づ
き、放置自動車の発生を防止するとともに、廃物認定前に一時移動を行うなど、迅速
な撤去・処理を行います。

適正な処理

リサイクル施設等
焼却工場
最終処分場
の運営管理等

産業廃棄物
対策の推進

- 発生抑制・資源化・減量化
- 不適正処理の防止

★ リサイクル施設等の運営・管理 重

- ・焼却灰の有効利用 拡
(焼却灰のセメント原料化、溶融飛灰の資源化)
- ・缶・びん・ペットボトル資源選別施設(4か所)の運営管理
- ・資源選別施設の基幹改修

★ 焼却工場の運営・管理

- ・5工場の運営管理
- ・発電電力と環境価値分の売却 拡
- ・保土ヶ谷工場の大規模補修
- ・栄工場焼却設備屋内部撤去(H18~H20)

★ 最終処分場の運営・管理

- ・南本牧ふ頭第5ブロック処分場の整備 重 拡
(地盤改良工事実施等)
- ・神明台処分地跡地整備
- ・神明台処分地、南本牧廃棄物最終処分場
及び旧処分場(7か所)の運営管理
- ・神明台処分地の地下水環境保全対策
(水質監視の継続実施)
- ・処分場の環境保全調査
(神明台第7次埋立、南本牧最終処分場の
周辺環境調査)

★ 戸塚区品濃町最終処分場対策 拡

★ 専従機動班による迅速な対応と監視指導強化

★ PCB廃棄物の適正処理の推進

★ 中間処理リサイクル施設での(県、川崎市との共同による)
産業廃棄物の焼却処理

★ 使用済み自動車の再資源化及びの適正処理の推進

焼却灰有効利用事業
(713,691)

資源選別施設運営管理
(1,954,250)

資源選別施設整備事業
(6,575)

焼却工場運営費
(1,805,456)

焼却工場大規模補修事業
(445,217)

栄工場焼却設備撤去事業
(56,614)

南本牧ふ頭第5ブロック処分場
整備事業(5,333,023)

神明台処分地跡地整備事業
(33,156)

南本牧廃棄物最終処分場
埋立事業(128,157)

神明台処分地地下水環境保全
対策事業(13,437)

処分地環境保全調査(28,679)

戸塚区品濃町最終処分場
特定支障除去等事業(256,355)

排出事業者指導費
(28,081)

不適正処理監視・指導強化事業
(24,454)

PCB適正処理推進事業
(2,340)

中間処理リサイクル推進事業
(138,000)

自動車リサイクル関係事業
(600)

3	適正な処理	本年度	前年度	差引
(1)	リサイクル施設等の運営管理	千円 2,901,891	千円 2,829,959	千円 71,932

1 焼却灰の有効利用 拡

755,221千円

焼却灰のセメント原料化PFI事業については、実施に向けたPFI手続を進めるとともに、環境影響評価手続を進めます。また、民間施設での処理委託として、鶴見、旭工場から発生する焼却灰の一部及び旭工場の飛灰についてセメント原料化処理を実施するとともに、金沢工場灰溶融設備から発生する溶融飛灰の資源化を実施します。

2 資源選別施設の運営・管理

2,139,114千円

分別収集した缶・びん・ペットボトルを市内4か所の資源選別センター（鶴見、金沢、緑、戸塚）で品目別及び材質別（缶はアルミとスチールに）や色別（びんは無色、茶色、その他色に）に選別します。

3 リサイクル技術・処理技術等の調査・研究

7,556千円

資源化手法について、調査・検討を進めています。

3	適正な処理	本年度	前年度	差引
(2)	焼却工場の運営管理等	千円 4,228,619	千円 6,315,780	千円 △2,087,161

1 焼却工場の運営・管理

3,415,553千円

焼却工場の運営及び保守管理を行います。

焼却によって発生したエネルギーを有効活用し、発電電力を売却します。

	稼働開始年月	焼却能力	発電能力
保土ヶ谷工場	昭和55年7月	1,200t/日	4,200kW
都筑工場	昭和59年4月	1,200t/日	12,000kW
鶴見工場	平成7年4月	1,200t/日	22,000kW
旭工場	平成11年4月	540t/日	9,000kW
金沢工場	平成13年4月	1,200t/日	35,000kW

2 焼却工場の改修等

704,784千円

焼却工場の長寿命化を図るため、保土ヶ谷工場の老朽化した設備の大規模補修を行います。

3 栄工場の焼却設備撤去・資源物ストックヤード整備

56,614千円

廃止した栄工場について、焼却設備撤去後の建屋部分の一部を、資源物のストックヤードとして有効利用していきます。

4 工場環境保全調査

16,924千円

焼却工場から排出されるガス、飛灰、焼却灰、排水及び土壤中のダイオキシン類の調査を行います。

5 その他管理費等

34,744千円

3	適正な処理	本年度	前年度	差 引
(3)	最終処分場の運営管理等	千円 6,849,316	千円 3,410,101	千円 3,439,215

1 南本牧ふ頭第5ブロック処分場の整備 拡 5,333,023千円

南本牧ふ頭第5ブロック内に新たな処分場を整備するため、引き続き地盤改良工事（港湾局予算計上）を進めます。あわせて、既設外周護岸等の負担金を支出します。

2 神明台処分地跡地の整備 45,947千円

跡地暫定利用施設として周辺住民に開放している神明台処分地のスポーツ施設について、トイレの整備を行います。

3 神明台処分地等の運営・管理 1,470,346千円

神明台処分地等の運営管理や排水処理施設等の維持管理を行います。

なお、神明台処分地第7次3期埋立地の埋立を開始します。

【神明台処分地第7次3期埋立地】 埋立容量 約36万m³
埋立期間 平成20～22年度

- ・ 処分場の運営管理（神明台処分地、南本牧廃棄物最終処分場）
- ・ 旧処分地の維持管理（長坂谷等7か所）
- ・ 神明台処分地地下水環境保全対策
- ・ 環境保全調査

3	適正な処理	本年度	前年度	差引
(4)	産業廃棄物対策の推進	千円 757, 163	千円 567, 057	千円 190, 106

1 戸塚区品濃町最終処分場対策 概

256, 355千円

戸塚区品濃町の産業廃棄物最終処分場については、行政代執行手続きを進めるとともに、技術委員会・検証委員会の検討結果を踏まえ、周辺の生活環境の支障を除去するために、改善工事に着手します。

20年度は処分場内汚水の排水及び場内汚水による公共用水域等の汚染対策を行います。

※ 戸塚区品濃町最終処分場対策概要

1) 地下水等の汚染防止策

- 処分場内の汚水を排水することにより、汚染源を除去し、場内汚水の漏出を抑制します。
- 汚染地下水揚水井を設置し、汚染地下水を揚水・排除し、汚染拡散を防止します。

2) 廃棄物崩落、飛散防止対策

- 急傾斜部分を安定勾配に整形して、廃棄物の崩落を防止します。
- 擁壁等を設置し廃棄物の整形を行うとともに、覆土を行い、廃棄物の飛散流出を防ぎます。

3) 今後のスケジュール

		H20	H21	H22	H23	H24
実施計画書 (H19環境大臣同意取得)		産廃特措法事業実施期間				
改善工事等	場内汚水排水工	*****	*****	*****	*****	*****
	地下水汚染対策工	*****	*****	*****	*****	*****
	擁壁等設置工	*****	*****	*****	*****	*****
	廃棄物整形工	*****	*****	*****	*****	*****
	モニタリング・施設管理	*****	*****	*****	*****	*****

2 排出事業者指導等の推進

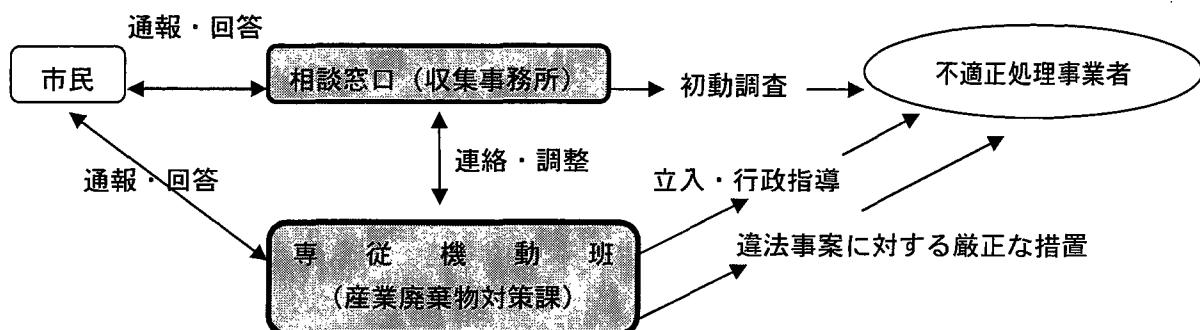
79, 164千円

減量化・資源化、適正処理を推進するため、排出事業者や処理施設等への立入調査等を実施するほか、処理業等の許可申請に対する審査、優良業者の育成などを実施します。また、アスベスト廃棄物による生活環境の支障が生じないよう、排出事業者、処理業者への適正処理指導・啓発及び分析調査などを実施します。

3 不適正処理の監視・指導強化

24,454千円

不適正処理への迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して厳正な措置を講じるため、収集事務所と専従機動班が連携して、適正処理を推進します。

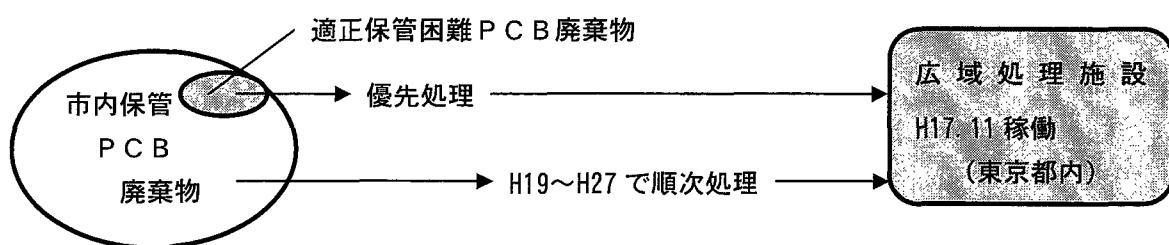


4 PCB廃棄物適正処理の推進

2,340千円

市内のPCB廃棄物は、「東京PCB廃棄物処理施設」（1都3県のPCB広域処理施設）で順次処理されますが、処理が行われるまでの間、適正に保管・管理するよう指導します。

また、適正な保管が困難な事業者等のPCB廃棄物については、平成20年度には優先して処理されるように、引き続き関係機関と調整を進めます。



5 中間処理リサイクルの推進

138,000千円

本市、神奈川県及び川崎市が共同で設立した（財）かながわ廃棄物処理事業団による中間処理リサイクル施設の運営を支援します。

施設概要：場所 川崎市川崎区千鳥町（平成13年6月稼働開始）
処理対象物 廃プラスチック類、廃油、特別管理産業廃棄物等
施設 前処理施設 100トン/日（破碎、脱水等）
焼却施設 200トン/日（70トン/日×3基）
リサイクル（金属の回収、発熱による発電）

6 南本牧廃棄物最終処分場の運営・管理

256,250千円

適正処理を確保するために、南本牧廃棄物最終処分場における埋立業務及び排水処理施設等の維持管理を行います。

7 自動車リサイクル法への対応

600千円

自動車リサイクル法に基づく使用済自動車に関する引取業や解体業、破碎業の登録・許可事務等を通じて、その再資源化及び適正処理を推進します。



: 登録



: 許可

